

岩手県告示第279号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	宮古市刈屋第13地割、第14地割、刈屋第15地割から第17地割までの各一部、江繋第1地割、第3地割、第10地割の各一部
釜石市	釜石市甲子町第10地割の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字関屋、舘越、面岸字松長根、一本木

2 調査期間 平成23年3月11日から平成24年3月31日まで